

令和6年第4回
笠間市議会定例会会議録 第6号

令和6年12月13日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
市副市長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	堀 江 正 勝 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	堀 内 信 彦 君
こ ど も 部 長	深 澤 充 君
市立病院事務局長	木 村 成 治 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
教 育 部 長	松 本 浩 行 君
消 防 長	藺 部 恵 一 君
会 計 管 理 者	西 山 浩 太 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	橋 本 祐 一 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 田 正 巳
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵美子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

議 事 日 程 第 6 号

令和6年12月13日（金曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第3 請願第6-3号 笠間市民球場・ニーズ（客席増設・安全対策屋根設置）対応への整備について
- 日程第4 議案第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

- 議案第72号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 笠間クライングルテンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議案第74号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第75号 笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第76号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第77号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）
- 議案第78号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
- 議案第79号 指定管理者の指定について（笠間市児童館）
- 議案第80号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第82号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第83号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第84号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第85号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第86号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第87号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）

（追加その1）

日程第5 議長 の辞職 の件について

（追加その2）

日程第6 選挙第2号 議長 選挙について

（追加その3）

日程第7 副議長 の辞職 の件について

（追加その4）

日程第8 選挙第3号 副議長 選挙について

（追加その5）

日程第9 議席の一部変更について

日程第10 常任委員会委員の選任について

日程第11 議会運営委員会委員の選任について

日程第12 広報委員会委員の選任について

- 日程第13 選挙第4号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
- 日程第14 選挙第5号 筑北環境衛生組合議会議員選挙について
- 日程第15 選挙第6号 茨城地方広域環境事務組合議会議員選挙について
- 日程第16 選挙第7号 笠間地方広域事務組合議会議員選挙について
- 日程第17 選挙第8号 茨城県中央環境衛生組合議会議員選挙について
- 日程第18 議案第88号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第3 請願第6-3号 笠間市民球場・ニーズ（客席増設・安全対策屋根設置）対応への整備について
- 日程第4 議案第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議案第74号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第75号 笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第76号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第77号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）
- 議案第78号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
- 議案第79号 指定管理者の指定について（笠間市児童館）
- 議案第80号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第82号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第83号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第84号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

議案第85号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第86号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第87号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）

（追加その1）

日程第5 議長の辞職の件について

（追加その2）

日程第6 選挙第2号 議長選挙について

（追加その3）

日程第7 副議長の辞職の件について

（追加その4）

日程第8 選挙第3号 副議長選挙について

（追加その5）

日程第9 議席の一部変更について

日程第10 常任委員会委員の選任について

日程第11 議会運営委員会委員の選任について

日程第12 広報委員会委員の選任について

日程第13 選挙第4号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

日程第14 選挙第5号 筑北環境衛生組合議会議員選挙について

日程第15 選挙第6号 茨城地方広域環境事務組合議会議員選挙について

日程第16 選挙第7号 笠間地方広域事務組合議会議員選挙について

日程第17 選挙第8号 茨城県中央環境衛生組合議会議員選挙について

日程第18 議案第88号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第6号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、21番石崎勝三君、1番長谷川愛子君を指名いたします。

委員会の閉会中の継続審査について

○議長（大関久義君） 日程第2、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

教育福祉委員会委員長から、現在、委員会において審査中の事件について、会議規則第111条の規定に基づき、資料のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

ここでお諮りいたします。

陳情第6－7号 香害、有害な化学物質の被害防止に関する陳情については、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第6－8号 医療が受けられない問題の解決を求める陳情「環境負荷と環境過敏症」については、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

請願第6－3号 笠間市民球場・ニーズ（客席増設・安全対策屋根設置）対応への整備について

○議長（大関久義君） 日程第3、請願第6－3号 笠間市民球場・ニーズ（客席増設・安全対策屋根設置）対応への整備についてを議題といたします。

審査が終了しておりますので、付託委員会の委員長に審査の経過並びに結果について、報告を求めます。

教育福祉委員会委員長坂本奈央子君。

〔教育福祉委員長 坂本奈央子君登壇〕

○教育福祉委員長（坂本奈央子君） 今期定例会において教育福祉委員会に付託になりました請願につきまして審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は12月4日に委員会を開催し、審査を行いました。

請願第6－3号 笠間市民球場・ニーズ（客席増設・安全対策屋根設置）対応への整備についてでは、当該球場の現在の使用状況、他市の整備状況等を考慮した上で妥当であると認め、採決の結果、全会一致により当請願を採択すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました請願の審査結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（大関久義君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

通告がありませんので、討論を終わります。

これより採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は採択することに決しました。

議案第 70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 71号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

議案第 72号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 73号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

- 議案第 74号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 75号 笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 76号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第 77号 市指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）
- 議案第 78号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
- 議案第 79号 指定管理者の指定について（笠間市児童館）
- 議案第 80号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 議案第 81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第 82号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 83号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 84号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 85号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第 86号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第 87号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（大関久義君） 日程第4、議案第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第87号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）までの18件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、これより各常任委員会の委員長に審査の経過並びに結果について、報告を求めます。

初めに、総務企画委員会委員長より御報告願います。

委員長安見貴志君。

〔総務企画委員長 安見貴志君登壇〕

○総務企画委員長（安見貴志君） 今期市議会定例会において総務企画委員会に付託された議案について審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は12月3日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第70号外4件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）であります、秘書課所管では、広報かさま印刷・発送業務及び広報かさまスマホ版作成業務について、デジタル社会において今後の広報紙の方向性などについて確認いたしました。

また、企業誘致・移住推進課所管では、地域おこし協力隊の採用状況や、求めている人材とのマッチングをどのように行うかなどについて確認しました。

環境政策課所管では、脱炭素先行地域関連工事費について質疑があり、笠間焼の廃棄陶器を活用した舗装費用などを確認し、脱炭素先行地域に選定されるよう、しっかりとアピールしていくことを要望しました。

次に、討論であります、議案第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてで、反対討論がありました。

以上のような審査を踏まえ、付託された議案について採決したところ、議案第71号、議案第76号及び議案第77号については、全会一致により原案のとおり可決すべきもの、また議案第70号及び議案第81号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（大関久義君） 次に、教育福祉委員会委員長より御報告願います。

委員長坂本奈央子君。

〔教育福祉委員長 坂本奈央子君登壇〕

○教育福祉委員長（坂本奈央子君） 今期市議会定例会において教育福祉委員会に付託になりました議案について審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は12月4日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第72号外6件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）では、教育部学務課所管の学校管理費について、市内小中学校の非常口扉の点検状況に関する質疑がありました。

また、こども部では、こども政策課所管の子どもの居場所、遊び場整備補助金について、整備箇所の現状と整備内容に関する質疑が、こども福祉課所管のいなだこども園の修繕費については、修繕が発生した経緯に関する質疑がありました。

次に、議案第82号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）では、一般被保険者高額療養費が増額となった原因についての質疑がありました。

なお、議案第72号、議案第78号、議案第79号、議案第83号、議案第84号については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、全ての議案について、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（大関久義君） 次に、建設産業委員会委員長より報告願います。

委員長益子康子君。

〔建設産業委員長 益子康子君登壇〕

○建設産業委員長（益子康子君） 今期市議会定例会において建設産業委員会に付託になりました議案について審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は12月5日、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第73号外7件の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑や意見などについて御報告申し上げます。

初めに、議案第73号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてでは、募集枠と申込み状況などについて質疑がありました。

次に、議案第80号 損害賠償の額を定め和解することについてでは、議案の事件の概要に記載されている当該工事に関連し、公共下水処理場矢野下地内にストックしていた残土を追加処分したとの表記について、大本工事のしゅんせつ残土をストック場所がないので下水処理場内に一旦ストックしたということかという質問があり、下水処理場敷地内にストックされていた下水処理施設の造成の際に出た土を下請業者に指示して運搬したという説明を受け、残土を追加処分した経過について確認をしました。また、本来あってはならない口頭での工事発注の状況や、下請業者への業務指示等についてを確認し、執行部に対して再発防止の徹底を求めました。

次に、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）でございますが、農政課所管で、水田畑地化事業の進捗状況、イノシシの捕獲処分状況に関する今後の対応について質疑がありました。

建設課所管で、市道（友）1級9号線舗装工事の全体計画、市道（笠）3592号線整備の進捗状況について質疑がありました。

管理課所管で、街路樹の伐採と処分について質疑がありました。

次に、議案第85号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）では、旭町中継場の工期延長に伴う経費について質疑がありました。

なお、その他の議案については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、当委員会に付託された全ての議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（大関久義君） 以上で各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

14番石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番日本共産党の石井 栄です。日本共産党市議団を代表して討論をいたします。

一つ、議案第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

議案第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（平成27年笠間市条例第28号）の一部を別紙のとおり改正するとして、提案理由では、本案は特定事務において特定個人情報を利用した事務手続を追加するため、所要の改正をするものでありますと述べております。

資料にもありますように、地方公共団体は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び関係省令により定められた事務のほか、条例で定めた独自の利用事務においてマイナンバーを利用することができます。マイナンバーを利用すると庁内の別部署、他機関との情報連携が可能になり、市民が申請時に必要な証明書などを省略でき、手続が速やかに行えるようになりますとの説明がありました。今年から本市では子育て世帯訪問支援事業が開始されたため、それに関わる事務を、独自利用事務として新たに追加するものであります。それにより、課税証明書、非課税証明書、生活保護受給証明書が省略でき、利便性の向上につながるとの説明がされております。

しかし、個人情報を扱う事務が、庁内の諸部署、これを縦の情報連携とすると、個人情報が庁内の諸部署に広がります。他機関との情報連携を横としますと、個人情報が縦横として全国の自治体、他省庁、他機関に広がり、個人情報の拡散が起こり、個人情報漏えいの危険性が高まる可能性があります。同時に、個人情報を匿名個人情報として匿名性の低

い情報に加工して民間の事業に提供する制度もつくられております。利便性の向上という名目で、個人のプライバシー侵害が起こる可能性も高まります。

昨年３月には標準化という名目で、自治体が有する優れた個人情報保護条例を全国規模で一律に廃止し、笠間市でもその廃止が行われました。そして、全国的には、個人情報保護規定を緩和するものとなってしまいました。

日本の個人情報保護制度は、欧米や台湾などに比べて低い水準にあると言われております。利便性を優先して必要な対策を怠れば、プライバシーの侵害という人権侵害につながる、そして監視社会につながる、そのような危険性がある可能性があります。

よって、この議案第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、反対いたします。議員の皆様には御理解と御賛同をお願い申し上げまして、反対討論といたします。

二つ、議案第73号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、反対の立場で討論をいたします。

議案第73号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてにおいて、笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例（平成18年笠間市条例134号）は、別紙のとおり廃止すると提案されたものであります。提案理由で、本案は笠間クラインガルテンを民間事業者への貸付けによる事業運営へ移行するため、廃止するものと記しております。

笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例（平成18年市条例134号）は、利用料金又は使用料に関する第8条で、クラインガルテン施設のうち別表第1に定める施設を使用しようとする者は、同表の利用料金又は使用料を納入しなければならないとしており、別表第1、第8条関係、施設利用料金において、宿泊施設付き市民農園1区画の利用料金が年額41万9,030円となっていたものを改定し、これを廃止し、2025年4月1日から年額58万6,300円にしようとしております。これにより、利用者の負担増は、年額で16万7,270円になります。条例では、利用期間として毎年4月1日から翌年3月31日まで、最長5年間使用可能となっていますので、例えば2023年4月から5年間利用しようとしていた人にとっては、3年間にわたり16万7,270円の負担増が継続していきます。

民間への移行後の強化策として、利用者サービスの向上、魅力向上策の実施、市との連携事業の展開、これらを挙げ、幾つかの事業計画が記載されておりますが、具体的な計画は示されておらず、効果は不明だと考えます。

問題の第一は、利用者の負担増です。公共料金や食料品など諸物価高騰の中、来年度から一気に14%の値上げになり、負担増が与える影響が心配されます。

第二には、利用者に対する真偽の点であります。5年間の利用を考えていた人にとっては、費用負担計画が突然、大幅な見直しを余儀なくされることです。利用者の市への信頼

が揺らぐことになり、二地域居住の先駆的な施設としてその後の効果が期待されていたものが、本来の効果を発揮できなくなる懸念が生じます。

料金の大幅値上げをやめ、料金体系の見直しを行うことが必要であると考えますので、この条例案には反対をいたします。議員の皆様方には御理解と御賛同をいただきたくお願い申し上げまして、反対討論といたします。

三つ、議案第75号 笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

この条例の改正案は、笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例（平成18年笠間市条例第140号）の一部を別紙のとおり改正するとして、提案理由に、本案は笠間工芸の丘の大規模改修に伴い、所要の改定をするものであると記載しております。

改正の概要は、笠間工芸の丘の大規模改修に伴い、次の三つの変更を予定しておるものであります。一つは、施設名称の変更。二つは、施設入場料及び施設利用料の改定。三つは、休日及び開館時間の変更。この三つであります。

その中の2番目、施設入場料及び施設利用料の改定の中で、一つはセンタープラザ内企画展示室であります。現行は、センタープラザ内企画展示室の利用区分、1人当たり施設入場料は510円、団体15名以上410円となっておりますが、改正案によりますと利用区分、1人の施設入場料は750円に、団体15名以上は施設入場料は600円と、このような値上げが予定されております。センタープラザ内企画展示室の施設入場料が、現行の1人、団体15名以上の1人当たりがそれぞれ510円から750円に、410円から600円に上限額が値上げされる予定です。上限額なので、改定額がそのまま入場料になるわけではないとの説明が、担当課からありました。

実際の運用はどうかといいますと、センタープラザ内の企画展示室には、郷土・笠間市が輩出した陶芸家の松井康成氏の作品、能島征二氏の作品が展示されており、無料で拝観できるようにされております。12月初旬の状況です。

料金改定により入場料が変わる予定はないとの説明でしたけれども、改定の理由が不明です。上限額の引上げがあれば、判断により上限額が適用される可能性があります。

もう一つ、創作研修館がクラフトホールに名称が変更され、販売または入場料を徴する場合を除いた施設利用料が、現行の1回当たり、これは1回で1日利用したときの施設利用を示すという説明がありましたけれども、施設利用料が5,230円のところを、改正案では1日当たり1万220円に4,990円値上げし、1.95倍にするものであります。

創作研修館は名称をクラフトホールに変えましたが、当初は陶芸家を目指す人や新進の陶芸家を育てる施設としての目的を有する施設でもあったとの説明を受けました。近年ではそうした用途に用いられることはあまりないと、料金改定されても陶芸家の育成に影響はないとの説明がありました。しかし、用途を変更したとの明確な説明はありませんでした。人件費、物件費の高騰、近隣施設の料金を考慮したものとの説明でした。

株式会社とはいえ、笠間市が多額の建設費用を支出して建設してきた準公共の施設です。運用によっては、近隣相場を引き上げ、市内の入場者や利用者の利用増加の妨げになるような懸念もございます。料金の改定については、思いとどまる必要があるのではないかと思います。

よって、議案第75号 笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について、反対をいたします。議員の皆様方には御理解と御賛同をお願い申し上げまして、反対討論といたします。

日本共産党市議団が検討をいたしまして、以上三つの議案に対する反対討論といたします。これで終わります。

以上です。

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより、1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数21、賛成19、反対2、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 笠間市税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数21、賛成17、反対4、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数21、賛成17、反対4、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 指定管理者の指定について（笠間市児童館）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 損害賠償の額を定め和解することについてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数21、賛成21、全会一致であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

ここで申し上げます。

このたび議長を辞職したいので、議長席を副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○副議長（内桶克之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで暫時休憩いたします。会議は11時から開きます。

午前10時46分休憩

午前11時00分再開

○副議長（内桶克之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加

○副議長（内桶克之君） ただいま議長大関久義君から議長の辞職願が提出されました。
お諮りいたします。

この際、議長の辞職の件についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（内桶克之君） 異議なしと認めます。よって、議長の辞職の件についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長の辞職の件について

○副議長（内桶克之君） 日程第5、議長の辞職の件についてを議題といたします。
本件については、地方自治法第117条の規定により、大関久義君の退席を求めます。

〔議長 大関久義君退場〕

○副議長（内桶克之君） まず、議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（山田正巳君） それでは朗読いたします。

辞職願

このたび、都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和6年12月13日

笠間市議会副議長 内桶克之 様

笠間市議会議長 大関久義

以上でございます。

○副議長（内桶克之君） 朗読が終了いたしました。

お諮りいたします。

大関久義君の議長の辞職を許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（内桶克之君） 御異議なしと認めます。よって、大関久義君の議長の辞職を許可することに決しました。

大関久義君の入場を求めます。

〔22番 大関久義君入場〕

日程追加

○副議長（内桶克之君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（内桶克之君） 異議なしと認めます。よって、議長選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

選挙第２号 議長選挙について

○副議長（内桶克之君） 日程第６、選挙第２号 議長選挙についてを議題といたします。
選挙は、議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会に関する実施要綱に基づき、所信表明会を実施した後に行います。

なお、所信表明は演壇で、１人１０分以内でお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前１１時０３分休憩

午前１１時２１分再開

○副議長（内桶克之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票で行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（内桶克之君） ただいまの出席議員は２２名であります。

これより投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（内桶克之君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（内桶克之君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（内桶克之君） 異状ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（内桶克之君） 念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。点呼に応じ、記載台において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票箱に順次、投票願います。

議会事務局に点呼を命じます。

○議会事務局長（山田正巳君） それでは議席順にお呼びいたします。

〔点呼に応じ、各員順次投票〕

1 番	長谷川 愛 子	議員
2 番	酒 井 正 輝	議員
3 番	河原井 信 之	議員
4 番	鈴 木 宏 治	議員
5 番	川 村 和 夫	議員
6 番	坂 本 奈央子	議員
7 番	安 見 貴 志	議員
9 番	田 村 幸 子	議員
10 番	益 子 康 子	議員
11 番	林 田 美代子	議員
12 番	田 村 泰 之	議員
13 番	村 上 寿 之	議員
14 番	石 井 栄	議員
15 番	畑 岡 洋 二	議員
16 番	飯 田 正 憲	議員
17 番	西 山 猛	議員
18 番	石 松 俊 雄	議員
19 番	大 貫 千 尋	議員
20 番	小藺江 一 三	議員
21 番	石 崎 勝 三	議員
22 番	大 関 久 義	議員
8 番	内 桶 克 之	議員

○副議長（内桶克之君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（内桶克之君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開 票

○副議長（内桶克之君） これより開票を行います。

開票の立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定による申合せにより、立会人に、1番長谷川愛子君及び21番石崎勝三君を指名いたします。よって、両君の立会いをお願いいたします。

〔長谷川愛子君、石崎勝三君立会いの上開票〕

○副議長（内桶克之君） それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 22票

無効投票 0票

有効投票中

西 山 猛 君 11票

畑 岡 洋 二 君 11票

以上の結果であります。

この選挙の法定得票数は6票であり、西山 猛君、畑岡洋二君の得票数はいずれもこれを超えておりますが、両君の得票数は同数であります。

この場合、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条第2項の規定により、くじで当選人を決定することとなっております。

西山 猛君及び畑岡洋二君が議場におられますので、くじを引いていただきますので、前にお進みください。

くじは、2回に分けて行います。第1回目は、くじを引く順序を決めるためのものでございます。第2回目は、このくじの順序に従い、くじを引いて当選人を決定するものであります。

くじの立会いを、1番長谷川愛子君、21番石崎勝三君をお願いいたします。

最初のくじは、議席順に引いていただきます。

畑岡洋二君、お願いします。

次に、西山 猛君、お引き願います。

くじを引く順序が決まりましたので、報告いたします。

まず初めに西山 猛君、次に畑岡洋二君、以上のとおりであります。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

西山 猛君、くじをお引き願います。

次に、畑岡洋二君、くじをお引き願います。

くじの結果は、畑岡洋二君が当選人と決定いたしました。よって、畑岡洋二君が議長に当選されました。

当選告知

○副議長（内桶克之君） ただいま議長に当選されました畑岡洋二君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

議長挨拶

○副議長（内桶克之君） ここで新議長畑岡洋二君から御挨拶をお願いいたします。

〔議長 畑岡洋二君登壇〕

○議長（畑岡洋二君） ただいまの議長選挙で皆様の御支持、そういう意味ではくじ引きから神のことになるとおもいますが、当選させていただきました畑岡洋二でございます。

所信表明でも述べましたように、基本条例をしっかり理解し、基本的なことをしっかり理解し、皆様と共にすばらしい議会、そして市民に寄り添った議会にできたらと思います。当然、不慣れというか、全く初めてでございますので、皆様の御協力をいただかなければいけませんので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○副議長（内桶克之君） 以上で議長の選挙は終了いたしました。

議長席を議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加

○議長（畑岡洋二君） ただいま副議長内桶克之君から副議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。

この際、副議長の辞職の件について日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、副議長の辞職の件についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

副議長の辞職の件について

- 議長（畑岡洋二君） 日程第7、副議長の辞職の件についてを議題といたします。
本件については、地方自治法第117条の規定により、内桶克之君の退席を求めます。

〔副議長 内桶克之君退場〕

- 議長（畑岡洋二君） まず、議会事務局長に辞職願を朗読させます。

- 議会事務局長（山田正巳君） それでは朗読いたします。

辞職願

このたび、都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和6年12月13日

笠間市議会議長 畑岡洋二 様

笠間市議会副議長 内桶克之

以上でございます。

- 議長（畑岡洋二君） 朗読が終了いたしました。

お諮りいたします。

内桶克之君の副議長の辞職を許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、内桶克之君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

内桶克之君の入場を求めます。

〔8番 内桶克之君入場〕

日程追加

- 議長（畑岡洋二君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

選挙第3号 副議長選挙について

- 議長（畑岡洋二君） 日程第8、選挙第3号 副議長選挙についてを議題といたします。

選挙は、議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会に関する実施要領に基づき、所信表明会を実施した後に行います。

なお、所信表明は、演壇で1人10分以内でお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時57分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票で行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（畑岡洋二君） ただいまの出席議員は22名であります。

これより投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（畑岡洋二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（畑岡洋二君） 異状なしと認めます。

投票は、単記無記名であります。点呼に応じて、記載台において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票箱に順次、投票を願います。

議会事務局長に点呼を命じます。

○議会事務局長（山田正巳君） それでは議席順にお呼びいたします。

〔点呼に応じ、各員順次投票〕

1 番	長谷川 愛 子	議員
2 番	酒 井 正 輝	議員
3 番	河原井 信 之	議員
4 番	鈴 木 宏 治	議員
5 番	川 村 和 夫	議員
6 番	坂 本 奈央子	議員
7 番	安 見 貴 志	議員
8 番	内 桶 克 之	議員
9 番	田 村 幸 子	議員

10 番	益 子 康 子	議員
11 番	林 田 美代子	議員
12 番	田 村 泰 之	議員
13 番	村 上 寿 之	議員
14 番	石 井 栄	議員
16 番	飯 田 正 憲	議員
17 番	西 山 猛	議員
18 番	石 松 俊 雄	議員
19 番	大 貫 千 尋	議員
20 番	小 藺 江 一 三	議員
21 番	石 崎 勝 三	議員
22 番	大 関 久 義	議員
15 番	畑 岡 洋 二	議員

○議長（畑岡洋二君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開 票

○議長（畑岡洋二君） これより開票を行います。

開票の立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定による申合せにより、立会人に、1 番長谷川愛子君及び21 番石崎勝三君を指名いたします。よって、両君の立会をお願いいたします。

〔長谷川愛子君、石崎勝三君立会いの上開票〕

○議長（畑岡洋二君） それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 22票

無効投票 0 票

有効投票中

田 村 幸 子 君 11票

村 上 寿 之 君 11票

以上であります。

この選挙の法定得票数は6票であり、田村幸子君、村上寿之君の得票数はいずれもこれを超えておりますが、両君の得票数は同数であります。

この場合、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条第2項の規定により、くじで当選人を決定することになっております。

田村幸子君及び村上寿之君が議場におられますので、くじを引いていただきますので、前にお進みください。

くじは、2回に分けて行います。第1回目は、くじを引く順序を決めるためのものであります。第2回目は、このくじの順序に従い、くじを引き、当選人を決定するものであります。

くじの立会いを、1番長谷川愛子君、21番石崎勝三君をお願いいたします。

では、最初のくじは、議席順に引いていただきます。

田村幸子君、お引き願います。

次に、村上寿之君、お引き願います。

くじを引く順序が決まりましたので、御報告いたします。

まず初めに村上寿之君、次に田村幸子君、以上のとおりであります。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

村上寿之君、くじをお引き願います。

次に、田村幸子君、くじをお引き願います。

くじの結果を報告いたします。

くじの結果は、田村幸子君が当選人と決定いたしました。よって、田村幸子君が副議長に当選されました。

当選告知

○議長（畑岡洋二君）　ただいま副議長に当選されました田村幸子君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

副議長挨拶

○議長（畑岡洋二君）　ここで新副議長の田村幸子君から御挨拶をお願いいたします。

〔副議長　田村幸子君登壇〕

○副議長（田村幸子君）　ただいま当選をさせていただきました、田村幸子でございます。といっても、村上議員とは同数で当選をさせていただきました。今朝からくじ運がよく、ずっと1番を引いてまいりまして、日頃はこんなにくじ運がよくないんです、本当は。

でも、村上議員の思いもしっかりと果たせるように努めさせていただきますよう頑張つてまいりますので、皆様の御協力、また御支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 以上で副議長の選挙が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

この後、13 時ちょうどから全員協議会を開きます。

また、執行部の方々は、全員協議会後の本会議再開までの間、自席等で待機願います。

午後零時 14 分休憩

午後 2 時 30 分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加

○議長（畑岡洋二君） お諮りいたします。

この際、タブレットに配信した追加の議事日程のとおり、日程第 9、議席の一部変更についてから日程第18、議案第88号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについてまでを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 9 から日程第18までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

議席の一部変更について

○議長（畑岡洋二君） それでは、日程第 9、議席の一部変更についてを議題といたします。

今回の選挙に伴い、議席の一部を変更いたします。

その議席番号及び氏名を、議会事務局長に説明させます。

○議会事務局長（山田正巳君） それでは説明をさせていただきます。

議長となります畑岡洋二議員が22番に、それに伴いまして、大関久義議員が19番に、大貫千尋議員が18番に、石松俊雄議員が17番に、西山 猛議員が16番に、飯田正憲議員が15番にそれぞれ議席を変更するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり議席の一部を変更することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの説明のとおり議席の一部を変更することに決しました。

決定しました議席に順次、着席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 1 分休憩

午後 2 時 3 2 分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任について

○議長（畑岡洋二君） 日程第10、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において指名いたします。

総務企画委員会委員に、河原井信之君、川村和夫君、坂本奈央子君、内桶克之君、田村幸子君、西山 猛君、大関久義君の 7 名でございます。

続きまして、教育福祉委員会委員に、酒井正輝君、鈴木宏治君、益子康子君、林田美代子君、田村泰之君、石松俊雄君、大貫千尋君の 7 名でございます。

続きまして、建設産業委員会委員に、長谷川愛子君、安見貴志君、村上寿之君、石井栄君、飯田正憲君、小藺江一三君、石崎勝三君の 7 名でございます。

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員会委員の選任について

○議長（畑岡洋二君） 日程第11、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員会委員に、河原井信之君、安見貴志君、内桶克之君、益子康子君、田村泰之君、村上寿之君、西山 猛君、大貫千尋君の 8 名でございます。

以上 8 名を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

広報委員会委員の選任について

○議長（畑岡洋二君） 日程第12、広報委員会委員の選任についてを議題といたします。

広報委員会委員の選任につきましては、会議規則第166条第3項及び第4項の規定により、議長において指名いたします。

広報委員会委員に、酒井正輝君、鈴木宏治君、川村和夫君、坂本奈央子君、内桶克之君、益子康子君、林田美代子君、大関久義君、以上8名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を広報委員会委員に選任することに決定いたしました。

選挙第4号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

○議長（畑岡洋二君） 日程第13、選挙第4号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙についてを議題といたします。

本件は、広域連合規約第8条第1項の規定により、議員の中から1名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。議長によって指名することに決定しました。

それでは、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、田村幸子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました田村幸子君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田村幸子君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

当選告知

○議長（畑岡洋二君） ただいま当選されました田村幸子君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

選挙第5号 筑北環境衛生組合議会議員選挙について

○議長（畑岡洋二君） 続きまして、日程第14、選挙第5号 筑北環境衛生組合議会議員選挙についてを議題といたします。

本件は、組合規約第5条第2項の規定により、議員の中から4名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、筑北環境衛生組合議会議員に、河原井信之君、安見貴志君、益子康子君、田村泰之君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を筑北環境衛生組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が筑北環境衛生組合議会議員に当選されました。

当選告知

○議長（畑岡洋二君） 当選されました4名の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

選挙第6号 茨城地方広域環境事務組合議会議員選挙について

○議長（畑岡洋二君） 続きまして、日程第15、選挙第6号 茨城地方広域環境事務組合議会議員選挙についてを議題といたします。

本件は、組合同約第5条第2項の規定により、議員の中から4名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、茨城地方広域環境事務組合議会議員に、西山 猛君、大貫千尋君、大関久義君、石崎勝三君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を茨城地方広域環境事務組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が茨城地方広域環境事務組合議会議員に当選されました。

当選告知

○議長（畑岡洋二君） 当選されました4名の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

選挙第7号 笠間地方広域事務組合議会議員選挙について

○議長（畑岡洋二君） 日程第16、選挙第7号 笠間地方広域事務組合議会議員選挙についてを議題といたします。

本件は、組合同約第5条第2項の規定により、議員の中から6名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、笠間地方広域事務組合議会議員に、長谷川愛子君、鈴木宏治君、川村和夫君、田村泰之君、石井 栄君、小藺江一三君の6名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を笠間地方広域事務組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が笠間地方広域事務組合議会議員に当選されました。

当選告知

○議長（畑岡洋二君） 当選されました6名の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

選挙第8号 茨城県中央環境衛生組合議会議員選挙について

○議長（畑岡洋二君） 続きまして、日程第17、選挙第8号 茨城県中央環境衛生組合議会議員選挙についてを議題といたします。

本件は、組合同規約第5条第2項の規定により、議員の中から4名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、茨城県中央環境衛生組合議会議員に、西山 猛君、大貫千尋君、大関久義君、石崎勝三君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を茨城県中央環境衛生組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が茨城県中央環境衛生組合議会議員に当選されました。

当選告知

○議長（畑岡洋二君） 当選されました4名の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

議案第88号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて

○議長（畑岡洋二君） 続きまして、日程第18、議案第88号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により、大関久義君の退席を求めます。

〔19番 大関久義君退場〕

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第88号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、大関久義氏を笠間市監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第88号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

大関久義君の入場を求めます。

〔19番 大関久義君入場〕

閉会の宣言

○議長（畑岡洋二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和6年第4回笠間市議会定例会を閉会といたします。

本日は長時間にわたり、大変御苦勞さまでした。

なお、議員の皆様はこの後、直ちに全員協議会を開きますので、引き続きよろしく願いいたします。執行部の方は、ここで解散願います。

ありがとうございました。

午後2時46分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

笠間市議会副議長 内 桶 克 之

笠間市議会議長 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 石 崎 勝 三

署 名 議 員 長谷川 愛 子